

# 中村事務所会報

## ◆ 業務内容 ◆

- 労務管理・経営管理相談
- 労働法令・社会保険諸法令相談
- 労働保険関係事務（労災・雇保）
- 社会保険関係相談（健保・厚年）
- コンピューターによる人事管理（賃金計算等）

発行所 社会保険労務士法人 厚生労働省 公認

労務管理 経営管理 中村事務所

〒550-0014

大阪市西区北堀江1丁目22番25号

プレジール北堀江2階

TEL (06) 6531-5411 代

発行人 社会保険労務士 中村昭彦

## 20年後の働き方を展望

**厚生労働省が「働き方の未来2035」を公表**

厚生労働省は八月一日、二〇年後を見据えた未来の働き方を検討してきた有識者懇談会の報告書を公表しました。

同報告書は、「働き方の未来2035」へ一人ひとりが輝くための」と題されたもので、今後取り組むべき労働政策について、長期的な政策全体の方向性や、多様な人材が個性を活かして働くことができる未来の働き方へ道筋を示したものとなっています。技術革新により働く場所に関する物理的な制約がなくなり、多くの仕事がいつでもどこでもできるようになります。め、必ずしも同時刻に作業をしなくとも、ネットワーク上に作業の記録を残しておくなど工夫することで、共同作

業もできる流れが二〇年後にはさらに進むとみています。

一方で、自立した自由な働き方が増えることで、企業もそうした働き方に応じた柔軟な組織体になることが求められるとしています。たとえば、企業のプロジェクト期間はその企業に所属するが、プロジェクトが終了するとともに、別の企業に所属するという形で柔軟に企業の内外を移動する結果、企業組織の内と外との垣根は曖昧になり、企業組織が人を抱え込む「正社員」のようなスタイルは変化を迫られるとしています。

さらに、働く人と企業の関係については、一つの会社に頼り切る必要もなくなるため、働く人にどれだけのチャンスや自己実現の場を与えるかで企業が評価されるようになり、企業経営者は規模を拡大させることよりも、企業の個性を磨き魅力を高め、働く個人から選ばれる企業を目指すことが求められるようになると指摘しています。

平成28年

9  
月号

2016

厚生年金保険料率が引き上げられます

今年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料率が0.354%引き上げられ、18.182%（一般の被保険者）となります。事業主負担分および被保険者負担分は、この半分の9.091%です。

なお、厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率は、基金ごとに異なります。

## 障害年金（精神の障害）の認定の地域差を改善 等級判定ガイドラインを策定、実施

厚生労働省は、国民年金・厚生年金の障害年金に関して、精神の障害に係る等級判定ガイドラインを策定し、今年九月一日から実施することとしました。

障害基礎年金や障害厚生年金の給付額を決める障害等級は、障害認定基準に基づいて認定されていますが、精神障害及び知的障害の認定においては、地域によりその傾向に違いが生じていてることが確認されました。これを受けて、厚労省の専門検討会での議論をもとに、認定の地域差による不公平が生じないようにするため、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインが新たに策定されたのです。

同ガイドラインには、診断書の記載事項を踏まえた「等級の目安」や、総合的に等級判定する際の「考慮すべき要素」の例示などが盛り込まれています。

**全国平均で24円引上げへ**

**地域別最低賃金額改定の目安を提示**

について、中央最低賃金審議会は七月二八日、引上げ額の目安を示す答申を取りまとめました。

各都道府県をA～Dの四つのランクに区分けし、地域別最低賃金の引上げ額の目安は、Aランク二十五円、Bランク二十四円、Cランク二二円、Dランクが六円、Dランクが五円高い引上げ幅となっています。

これにより、引上げ額の全国加重平均は二四円（昨年度は一八円）、引上げ率は3・0%（同2・3%）となり、目安どおりに決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになつた平成一四年度以降で最大の引上げとなります。

### 厚労省・文科省が業界団体に要請 高校生アルバイトの適正な労働条件確保を

このほど厚生労働省と文部科学省は連携して、アルバイトの多い業界団体に対し、高校生や高等専修学校生のアルバイトに関する、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令を遵守することや、学業とアルバイトの適切な両立のため、シフト設定などの課題へ配慮することを要請しました。

今回の要請は、先ごろ実施した「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」の調査結果を踏まえ、アルバイトの適正な労働条件の確保に向けた取組みの一環として行ったもので、このほかに、労働条件に関する自主点検表を提示して確実な実施を求めています。

### 雇用継続給付の支給限度額等を引下げ

8月1日から雇用保険の基本手当日額が引き下げられたことに伴い、高年齢雇用継続給付などの支給限度額も変更されています。

また、介護休業給付の支給率が8月1日から67%に引き上げられたことに伴い、上限額が新しく設定されています。詳細は次のとおりです。

●高年齢雇用継続給付	341,015円 → 339,560円
●育児休業給付	上限額(支給率67%) 285,621円 → 284,415円
	上限額(支給率50%) 213,150円 → 212,250円
●介護休業給付	上限額(支給率67%) 312,555円

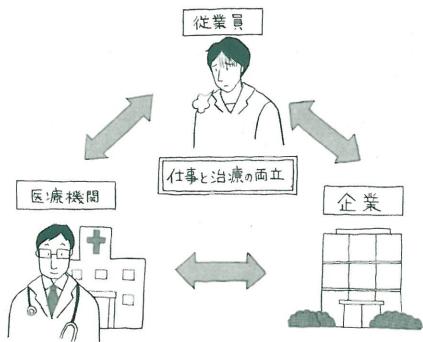
\*8月1日以後に介護休業を開始した場合

上限額(支給率40%) 170,520円 → 169,800円

\*8月1日前に介護休業を開始した場合は、初日が8月1日以後である支給対象期間から変更



# 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン



## ガイドラインの必要性

労働者が私傷病で、がん、糖尿病、脳卒中等になった場合、企業がその労働者の適正配置や雇用管理等に苦慮する割合が90%にのぼっています。

また、病気になつた労働者にとっても、治療と職業生活の両立が重要な課題となつています。そこで、事業場が参考にできるガイドラインが必要とされたこ

とにより、本年一月に、厚生労働省から「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が示されました。今回は、このガイドラインのポイントをみていただきたいと思います。

## ガイドラインのポイント

### 1 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

①労働者や管理職に対する研修等による意識啓発

各企業では、困つているもの

のどうすべきかといった意識化

までには至つていないのでなかなかと思ひます。そこで、まず

このような問題があるといふことです。

②労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化

③短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時

差出勤制度などの検討・導入  
きめ細やかで、利用しやすい制度ができれば、病気を克服しようとする労働者を後押しすることができます。

④主治医に對して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備

◆労働者が、主治医に作成してもらった書面を事業者に提出することができる。

◆事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

◆事業者が就業上の措置等を決定・実施

◆事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

◆ここでは、具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましいとされています。

\*ここでは、具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましいとされています。

◆事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

組織的に検討することにより、会社の管理体制の中でどうするかといった視点が盛り込まれることになります。

◆事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

◆労働者が事業者へ申出の進め方

①労働者が事業者へ申出

一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供

◆それを参考に、主治医が一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載し

## 各職場での実践

各企業においてはガイドラインを理解し、それを実践していくことが重要だと思います。進め方を参考にして、それぞれの職場にあつた治療と職業生活の両立支援対策を確立していただければと思います。

## 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用基準の見直し等が行われます

平成 28 年 10 月 1 日から、パートタイマー等の被保険者資格取得の基準の明確化や適用拡大などの改正が行われますので、今号ではその概要をお知らせします。なお、7 ページにパートタイマー等の雇用保険加入の基準について記載しています。

### 被保険者の取扱いにかかる留意事項

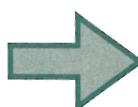
1. 短時間労働者（4 分の 3 未満）の標準報酬月額の算定にかかる支払基礎日数の取扱い  
短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月 11 日以上の勤務日数があるかどうかで判断します。
2. 被保険者資格取得の基準変更  
被保険者資格取得の基準（4 分の 3 基準）が明確になります。

改 正 前	改 正 後
(a) 1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数がおおむね 4 分の 3 以上	(a) 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が 4 分の 3 以上
(b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b) 廃止

### 厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加

平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第 1 等級：88,000 円）が追加されます。

改 正 前		
標準報酬	報酬月額	
等級	月額	円以上　円未満
1	98,000	～ 101,000
2	104,000	101,000 ～ 107,000
3	110,000	107,000 ～ 114,000
	↓	
30	620,000	605,000 ～



改 正 後		
標準報酬	報酬月額	
等級	月額	円以上　円未満
1	88,000	～ 93,000
2	98,000	93,000 ～ 101,000
3	104,000	101,000 ～ 107,000
4	110,000	107,000 ～ 114,000
	↓	
31	620,000	605,000 ～

## トラブル回避の対応術

# 届出が遅れた家族手当の支給をさかのぼらなくともよいか

当社では扶養する家族がいる従業員に対して、届出により毎月一定額の家族手当を支給していますが、このほど、再婚した男性従業員から、婚姻日から三ヶ月を過ぎて届出がありました。

家族手当をさかのぼつて支給してもよいのですが、扶養家族の異動については速やかに届け出ることを義務とする就業規則の定めもあります。家族手当の支給、変更の時期については規則に定めていませんので、この場合、さかのぼつて支給せず、申出があつた月から支給することでも問題はありませんか？

位置づけられますので、支給基準を満たせば、使用者には支払い義務が生ずることになります。

家族手当の支給基準は、対象となる家族の続柄・同居・扶養の事実、さらには年齢の範囲などを定めることが考えられますが、支給（または金額の変更）の条件として、従業員本人が所定の届出をすることを定めておくこともできます。本人の届出を条件として定めていなければ、一般的には支給基準を満たせば当然に支払い義務が生ずることになります。

### 支給開始時期の問題

#### 疑義を生じないために

いずれにしても、質問のケースでは結論は出せませんが、少なくともこのような疑義が生じないためには、就業規則などに、家族手当の取り扱いを支給の開始時期も含めて定めておくことが必要で、今後は届出が遅れないように注意を喚起することなども大切だとれます。

### 「賃金」としての家族手当の支払い義務

一般的に家族手当は、就業規則や賃

金規程で支給基準や金額を定めます。こ

れの場合には疑義が生じてしま

い業規則などで扶養家族の異動の速やかな届出を義務づけているのであれば、届出が遅れたことで、家族手当の支給も遅れるのは自己責任とする考え方もあるでしょう。

一方で、支給基準を満たせば当然に手当を受ける権利が発生していて、届出は単に請求をする行為に過ぎないという考え方もあります。なお、労働基準法（第一一五条）においては賃金に関する請求権は二年間の時効にかかると定められていますので、二年まではさかのぼつて請求が可能であるとされています。

## トラブル回避の対応術

### 届出が遅れた家族手当の支給をさかのぼらなくともよいか

当社では扶養する家族がいる従業員に対して、届出により毎月一定額の家族手当を支給していますが、このほど、再婚した男性従業員から、婚姻日から三ヶ月を過ぎて届出がありました。

家族手当をさかのぼって支給してもよいのですが、扶養家族の異動については速やかに届け出ることを義務とする就業規則の定めもあります。家族手当の支給、変更の時期については規則に定めていませんので、この場合、さかのぼって支給せず、申出があつた月から支給することでも問題はありませんか？

一般的に家族手当は、就業規則や賃金としての家族手当の支払い義務

金規程で支給基準や金額を定めます。この場合、労働基準法においては、家族手當も労働の対償として支払われる賃金と位置づけられますので、支給基準を満たせば、使用者には支払い義務が生ずることになります。

家族手当の支給基準は、対象となる家族の続柄、同居・扶養の事実、さらには年齢の範囲などを定めることが考えられますが、支給（または金額の変更）の条件として、従業員本人が所定の届出をすることを定めておくこともできます。本人の届出を条件として定めていなければ、一般的には支給基準を満たせば当然に支払い義務が生ずることになります。

### 支給開始時期の問題

ところが、質問のケースのように、届出を条件としていたとしても、届出が相当程度遅れた場合に、基準を満たした日を起点として支給を開始するのか、または、届出があつた日を起点として支給を開始するのか、明確にされ

ていない場合には疑義が生じてしまします。

就業規則などで扶養家族の異動の速やかな届出を義務づけているのであれば、届出が遅れたことで、家族手当の支給も遅れるのは自己責任とする考え方もあるでしょう。

一方で、支給基準を満たせば当然に手当を受ける権利が発生していく、届出は単に請求をする行為に過ぎないという考え方もあります。なお、労働基準法（第一一五条）においては賃金に関する請求権は二年間の時効にかかると定められていますので、二年まではさかのぼって請求が可能であるとされています。

### 疑惑を生じないために

いずれにしても、質問のケースでは結論は出せませんが、少なくともこのような疑義が生じないためには、就業規則などに、家族手当の取り扱いを支給の開始時期も含めて定めておくことが必要で、今後は届出が遅れないよう注意を喚起することなども大切だとれます。



# — 社会保険 —

## 社会保険の実務サポート

### パートタイムマードの雇用保険加入の基準は?

パートなどが被保険者となる場合

雇用保険では、パートタイムやアルバイトなど、正社員以外の勤務形態である人については、次の二つの要件をいずれも満たしていれば被保険者となります。(雇用保険法上の日雇労働被保険者に該当する場合を除く)

(1) 一週間の所定労働時間が二〇時間以上である

(2) 三日以上雇用されることが見込まれる

「一週間の所定労働時間」とは、就業規則や雇用契約書などにより、その人が通常の週に勤務するとされている時間をいいます。

業務の性質により、一週間の所定労働時間が短期的、周期

一方、「三日以上雇用されることは見込まれる」とは、次の場合をいいます。

前述の(1)「雇用期間が三一日未満」の場合の扱いについては、具体的には、次のパターンで被保険者とするかしないか判断するとされています。

また、一週間の所定労働時間が二〇時間未満である人が労働条件の変更により二〇時間以上となつた場合には、その事実のあつた日以降において、三日以上雇用されるとが見込まれることとなつたことになります。

合、暦の月によって、「三一日以上」の基準に該当するので、当然に被保険者となります。が見込まれることとなつた場合は、その事実(契約延長の合意など)が発生した日から被保険者資格を得ることになります。

①期間の定めがなく雇用される場合

②雇用契約書などに定めた雇用期間が三一日以上である場合

③雇用契約書などに定めた雇用期間が三一日未満であつても、契約の更新などにより三一日以上雇用されることが見込まれる場合

### 三一日未満の雇用期間を定めて雇用する場合の扱い

前述の③「雇用期間が三一日未満」の場合の扱いについて

ては、具体的には、次のパターンで被保険者とするかしないか判断するとされています。

(1) 雇用契約書などで、更新する旨が明らかに示されているたとえば、当初の雇用期間を「一ヶ月」と定めている場合、暦の月によって、「三一日以上」の基準に該当するので、

一方、「三一日以上雇用されることは見込まれる」とは、次の場合をいいます。

らかになつていれば、被保険者となります。

(2) 雇用契約書などで、更新する旨が示されていない場合

原則としては、三一日以上の雇用見込みがないことにはなりますが、その事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている他の人について更新などにより三一日以上雇用された実績があれば、三一日以上の雇用見込みがあると判断され、被保険者となります。

また、雇入れの当初は三一日以上雇用されることが見込まれない場合であつても、その後、雇入れ時から三一日以上引き続き雇用されることが見込まれることとなつた場合には、その事実(契約延長の合意など)が発生した日から被保険者資格を得ることになります。



## 平成 27 年度雇用均等基本調査

# 男性の育児休業取得率、過去最高に

このほど厚生労働省が発表した「平成 27 年度雇用均等基本調査」(昨年 10 月一日現在の状況)によると、男性の

育児休業取得率は 2・65% で、前年度調査を 0・35 ポイント上回って過去最高となつたことが分かりました。

この調査は常用労働者五人以上の五、八五〇事業所を対象に行われました。

育児休業制度の規定がある事業所は、規模五人以上で 73・1% (前回平成二六年度 74・7%)、規模三〇人以上で 91・9% (同 94・7%) となつており、前回よりそれぞれ 1・6 ポイント、2・8 ポイント低下した。

### 育児休業制度の規定状況

育児休業取得者の割合

始した人 (育児休業の申出をしている人を含む) の割合をみると、女性は 81・5% で前回 (平成二六年度 86・6%) より 5・1 ポイント低下し、男性は 2・65% で前回 (同 2・30%) より 0・35 ポイント上昇した。(下図参照)

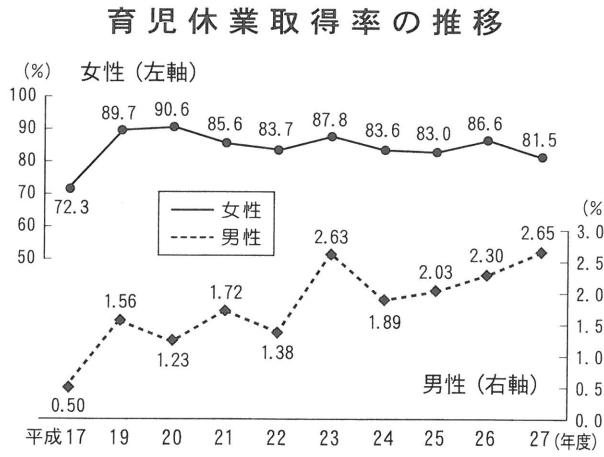
### 育児休業終了後の復職状況

平成二六年四月一日から二七年三月三一日までの一年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した人の割合は 92・8% (前回平成二四年度 89・8%)、退職した人は 7・2% (同 10・2%)。男性は復職した人の割合が 99・9% (同 99・6%)、退職した人は 0・1% (同 0・4%) であった。

また、復職した女性の育児休業期間は、「一〇カ月～一二カ月未満」が 31・1% (前回平成二四年度 33・8%) で最も高く、次いで「一二カ月～一八カ月未満」が 27・6% (同 22・4%)、「八カ月～一〇カ月未満」が 12・7% (同 13・7%)。男性は「五日未満」が 56・9% (同 41・3%) で最も高く、次いで「五日～二週間未満」が 17・8% (同 19・4%) となつた。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所は 61・3% で、前回 (平成二六年度) と同率であった。

### 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況



注：平成 23 年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。